

一時保育を12月以前からご利用されている方へ

川崎市一時保育システム

令和8年1月8日
稼働開始

を導入します

○川崎市一時保育システムとは…

一時保育実施施設の検索、空き状況の確認、面談予約や利用予約がオンラインでできる※システムです。

※利用予約はシステムで行う施設と電話等で行う施設があります。詳細については一時保育システムで確認してください。

○一時保育の利用には、利用者登録が必要になります

以下のながれで登録をお願いします。

システムへ
アクセス

アカウント
作成

メール
認証

利用施設を
検索

面談予約
申込※

※システム上で利用者登録をするにあたり、面談予約申込が必要になりますが、
実際に面談は行いません。

利用者登録は
令和8年1月8日～1月31日
の間にお願いします！！



一時保育システムの詳細については
市ホームページをご確認ください

～減免制度を利用している方へ～

(12月以前からご利用
されている方向けHP)

☆現在利用している減免については…

システム導入に伴い行って頂く減免手続きはありません。上記の面談予約申込を施設が確認した後、市が減免情報をシステム上に登録します。

☆減免の継続利用については…

令和8年4月以降も減免を利用する場合、別途手続きが必要となり手続方法がこれまでと変わります。

減免制度の詳細については裏面をご覧ください。



○一時保育システム導入後の減免について

現在利用している減免については、減免の種類により、減免の有効期間が下表のとおり異なります。

減免の種類	令和7年度中に申請した 減免の有効期間	継続申請期間
生活保護受給世帯	令和8年3月31日(令和7年度末)まで	令和8年1月1日～3月31日
住民税非課税世帯	令和8年6月30日まで	令和8年6月末まで (令和8年度の証明書が必要)
年収360万円未満世帯		
里親に委託されている児童	令和8年3月31日(令和7年度末)まで	令和8年1月1日～3月31日
児童扶養手当受給世帯	令和8年10月31日まで	令和8年11月末まで (令和8年度の証書が必要)
多子世帯(きょうだい減免)	令和8年3月31日(令和7年度末)まで	令和8年1月1日～3月31日
多胎児		

- ・減免の有効期間以降も減免を継続して利用する場合は、**別途手続きが必要**となりますので、継続申請期間内に減免申請フォームからお手続きください。
(施設への申請から、減免申請フォームでの申請に変わります。)
- ・**継続申請期間経過後にお手続きをされた場合は**、お手続きした日以降からの減免となり、遡りはいたしませんのでご注意ください。
- ・減免申請に必要な書類等は減免申請フォームのページをご覧ください。

減免申請フォームはこちら
(オンライン手続きかわさき)



【お問合せ先】

こども未来局保育・幼児教育部保育第1課 電話番号：044-200-2662